

関自旅二第498号の3
令和4年7月1日

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。

関自旅二第498号の3
令和4年7月1日

東京ハイタク協議会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。

関自旅二第498号の3
令和4年7月1日

一般社団法人 神奈川県タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。

関自旅二第498号の3
令和4年7月1日

一般社団法人 千葉県タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。

関自旅二第498号の3
令和4年7月1日

一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。

関自旅二第498号の3
令和4年7月1日

一般社団法人 群馬県タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。

関自旅二第498号の3
令和4年7月1日

一般社団法人 栃木県タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。

関自旅二第498号の3
令和4年7月1日

一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。

関自旅二第498号の3
令和4年7月1日

一般社団法人 山梨県タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。

関自旅二第498号の3
令和4年7月1日

一般社団法人 全国個人タクシー協会関東支部長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。